

# 「日本体育大学スポーツ科学研究」規程

平成24年3月5日  
教授会制定

(名称)

第1条 本学術雑誌は、「日本体育大学スポーツ科学研究」(NSSU Journal of Sport Sciences)と称する。

(発行)

第2条 論文は電子ジャーナルで、随時発行とする。

(論文の種類)

第3条 論文の種類は、総説、原著論文(実践研究を含む)、研究資料、研究報告とし、執筆要領に従い記述したもので、和文または英文とする。

(投稿)

第4条 投稿について

- (1) 投稿論文の筆頭著者は原則として、日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学の教員、並びに大学院(博士前期課程・博士後期課程)在籍学生、大学院修了生とするが、その他の投稿を制限するものではない。
- (2) 論文の内容は、スポーツ科学及び健康医科学に関するものとする。
- (3) 論文の内容は、他の学術雑誌に未発表のものに限る。
- (4) 総説は原則として、編集委員会の依頼によるものとする。
- (5) 論文の投稿は、オンライン投稿でおこない、原則として随時受け付ける。
- (6) 投稿により、論文の電子化及びインターネットによる一般公開の許諾は得られたものとする。

(原稿の掲載)

第5条 原稿の掲載について

- (1) 原稿の採否は、別に定める「日本体育大学スポーツ科学研究編集委員会内規」に従って審査し、日本体育大学スポーツ科学研究編集委員会で決定する。
- (2) 掲載論文は別刷として、論文1編につき30部を贈呈する。30部を超えて必要とするときは、超過分の費用は著者の実費負担とする。

(原稿の投稿先)

第6条 原稿の投稿先は、総合スポーツ科学研究推進センター事務局宛とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成24年3月5日から施行する。